

令和7年度 荒川区における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、荒川区（以下「区」という。）が、障がい者就労施設等への物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達について受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の拡大を図り、もって障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、区が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本区において、調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の荒川区内の障がい者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

ケ 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口（荒川区外を含む。）

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な執行、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

5 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者福祉課は、庁内各部署に対して、障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障害者福祉課は、障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組（コンサルタントにおける相談、新製品開発等）の支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

区は、物品等の調達に当たって、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等への調達の可能性について検討するように努める。また、引き続き調達する場合でも、拡充の余地について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、複数の障がい者就労施設等への調達が可能となるよう、同じ物品を多数発注するような場合には分割して発注を行うなど、発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障がい者就労施設等への調達が可能となるよう、発注元は、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明を行い、調達の可能性が高まるように努める。

エ 発注元及び障がい者就労施設は、調達の可能性を高めるため作業内容や納期等を調整し、確実に履行できるよう努める。

(4) 随意契約による調達

障がい者就労施設等への物品の調達に際しては、荒川区契約事務規則（昭和39年規則第8号）の定めによることとし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による契約方法を活用するよう庁内で取り組むこと。

(5) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知

障がい者就労施設等への調達の推進を図るため、必要に応じ、調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

(6) 物品等のPRの推進及び販売機会の確保

区が行う調達に加え、障害者福祉課は、障害者就労施設や関係機関で構

成されたネットワークの連携強化を図るとともに、受注に係る取組を広く発信することにより、企業等からの発注の促進及び受注の拡大に努める。

6 調達実績の取りまとめ及び公表

障害者福祉課は、物品等の調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。